

平成 29 年第 8 回定例委員会

- 1 日 時 平成 29 年 4 月 26 日（水）10 時 30 分から 11 時 14 分まで
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席者 東京都選挙管理委員会 委員長 宮崎 章
委員長職務代理 大木田 守
委員 嶋田 實
委員 佐藤 男 三
事務局 局長
担当部長
選挙課 長
広報啓発担当課長
書記 6 名

4 議 事 議案

1 不在者投票を行うことができる施設の指定について
報告事項

- 1 衆議院議員小選挙区の区割り改定案勧告について
- 2 選挙争訟について
- 3 平成 29 年 4 月 16 日執行日野市長選挙結果について
- 4 平成 29 年 4 月 23 日執行瑞穂町長選挙結果について
- 5 平成 29 年度明るい選挙ポスターコンクールの実施について

その他

- 1 当面の日程

5 会議の概要

発言者	発言の要旨
委員長	ただいまから、平成 29 年第 8 回定例委員会を開会いたします。お手元に、平成 29 年第 7 回の定例委員会の「会議要録」をお示ししてありますので、お気づきの点などがございましたら、事務局まで連絡をお願いいたします。 本日は、1 件の議案と 5 件の報告事項を予定しております。 それでは、議案第 1 号「不在者投票を行うことができる施設の指定」について、事務局より説明を求めます。
事務局	《議案第 1 号について、説明を行った。》
委員長	説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問、御意見はございませんか。

委員 東京都選挙執行規程第 16 条第 1 項の第 2 号と同条第 1 項第 6 号の違いは何か。

事務局 第 2 号は、特別養護老人ホーム等について、第 6 号は、ショートステイ等について定めています。

委員長 ほかにありませんか。

委員 なし。

委員長 御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。議案のとおり決定することに、御異議はございませんか。

委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。よって議案第 1 号は、原案のとおり決定いたしました。次に、報告事項第 1 「衆議院議員小選挙区の区割り改定案勧告」について、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪報告事項第 1 について、説明を行った。≫

委員長 説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問、御意見はございませんか。

委員 区割り改定案の勧告に伴い、都選管にはどういった問合せが来ているか。

事務局 報道機関から、今回の区割りに関して主体となって何かするのかといった問合せが多く寄せられております。実際には、住民の方々への周知は区市町村が主体的に行っているため、都選管はそれらをサポートする立場にあるということを説明しております。

委員 2 3 区の中で、単独で選挙区を構成している区はあるか。

事務局 江東区があります。

委員長 ほかにありませんか。

委員 なし。

委員長 御質問、御意見がないようですので、報告事項第 1 について、了承することといたします。次に、報告事項第 2 「選挙争訟」について、事務局より説明を求めます。

事務局 《報告事項第2について、説明を行った。》

委員長 説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問、御意見はございませんか。

委員 本件の原告は、自分の予想していた票数に比べて、実際の得票数が著しく少なかったため、争訟を起こしたようだが、これに関連して次のことを伺いたい。
先日、ある町議会議員選挙で得票数がゼロの候補者が出たということが報道されていた。本人は自分の名前を書いて投票したのでゼロ票になるとは考えにくいと申ししていたそうだが、都内においても同様にゼロ票だった候補者は過去にいたか教えて欲しい。

事務局 東京都選挙管理委員会が管理する選挙で、かつてゼロ票だった候補者はいました。ただ、その方の場合、立候補後に立候補の要件が該当しなくなり獲得した有効票がすべて無効票になったため、ゼロ票となりました。

委員長 ほかにありませんか。

委員 なし。

委員長 御質問、御意見がないようですので、報告事項第2について、了承することといたします。
次に、報告事項第3「平成29年4月16日執行日野市長選挙結果」について、事務局より説明を求めます。

事務局 《報告事項第3について、説明を行った。》

委員長 説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問、御意見はございませんか。

委員 なし。

委員長 御質問、御意見がないようですので、報告事項第3について、了承することといたします。
次に、報告事項第4「平成29年4月23日執行瑞穂町長選挙結果」について、事務局より説明を求めます。

事務局 《報告事項第4について、説明を行った。》

委員長 説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問、御意見はございませんか。

委員 当選された方と次点の方の得票数の差が5票と僅差だが、一方、無効投票数

が 178 票ある。これに関連して、無効票の再点検を求める動きはあるのか。

事務局 現時点では、異議申出は出されていないようです。申出期間は 2 週間ですので、この先、出される可能性はあります。

委員 異議申出が提出される前に、選管が自発的に票の再確認をすることはあるのか。

事務局 選挙管理委員会は、開票作業で責任ある結果を出しているのです、異議申出がなく確認をすることはありません。異議申出があれば、再確認を行います。

委員 無効投票数が 178 票あるが、無効票の内容はどんなものか。そして、無効票を防ぐ対策は講じているのか。

事務局 無効票の 6 割から 7 割が白紙の投票です。選管がそれを防ぐ手立てですが、投票用紙に氏名を記載する台の上に立候補者の名前の一覧を掲示しております。

委員長 ほかにありませんか。

委員 なし。

委員長 御質問、御意見がないようですので、報告事項第 4 について、了承することといたします。

次に、報告事項第 5 「平成 29 年度明るい選挙ポスターコンクールの実施」について、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪報告事項第 5 について、説明を行った。≫

委員長 説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問、御意見はございませんか。

委員 なし。

委員長 御質問、御意見がないようですので、報告事項第 5 について、了承することといたします。

次に、当面の日程について、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪当面の日程について、説明を行った。≫

委員長 説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問、御意見はございませんか。

なし。

委員長 御質問、御意見がないようですので、当面の日程について了承することといたします。
その他、本日の議題について、何かございますか。

事務局 報告事項2でお答えしましたことについて、補足させていただきます。
過去、ゼロ票になったケースですが、都の選挙及び区市町村の選挙で合わせて6件ありました。うち、2つは東京都の選挙でした。
1つ目が、昭和38年の都知事選挙でした。当時は戸籍抄本を立候補する際に提出する必要がなかったため、本籍地に立候補者について照会をかけておりました。すると、既に亡くなっていたことが判明し、被選挙権のない方への投票となったため、すべて無効票となりました。
2つ目は、昭和40年の都議会議員選挙の杉並区選挙区でした。立候補者が住居要件の3か月間都内に住んでいなかったということが分かりまして、本人は立候補の辞退を申し出たのですが、法律上辞退できる制度がないため、そのまま期間が経過し、被選挙権の無い方への投票となり、すべて無効となりゼロ票となりました。

委員長 ほかにありませんか。

委員 なし。

委員長 他にないようですので、次の委員会の開催日については、5月10日に開催することとし、本日の委員会は閉会といたします。